

日光市省エネ家電購入費補助金

市では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、燃料費高騰に伴うご家庭の費用負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、一定の省エネ性能を満たす家電の購入費用の一部を助成します。

申請受付期間

令和6年5月24日(金) ~ 令和7年2月28日(金)

申請の受付は先着順とし、補助金の予算(2,000万円)が無くなり次第、申請の受付を終了します。

対象家電

- ①令和6年4月25日～令和7年2月28日の期間内に
- ②日光市内の店舗や事業所、営業所から購入し、
- ③自らが居住する市内の住宅に設置した
- ④省エネ型製品情報サイトに掲載されている
- ⑤統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上の
- ⑥下記に該当する新品の家電

冷蔵庫



エアコン



LED照明器具



多段階評価点

補助金額

1回の支払いにおける
対象家電購入額(税込価格)の
1/2
1,000円未満切り捨て

上限3万円
1世帯につき1回限り

※設置工事費や配送に係る経費、既設家電の撤去及び処分の経費を除きます。
※1回の支払いで複数の対象家電を購入した場合は、購入額の合計を対象家電購入額とすることができます。

ご注意ください

- ・本補助金の交付を受けた場合、冷蔵庫及びエアコンについては設置日から6年間、LED照明器具については設置日から15年間、処分の制限がかかります。廃棄処分等を行う場合は、財産処分の申請が必要になります。
- ・本補助金の交付決定後に次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、補助金の交付後の場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めます。
 - (1)対象者の要件を満たしていないことが判明したとき(対象者の要件は裏面をご覧ください)。
 - (2)虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (3)交付決定した対象家電を返品、第三者に転売又は譲渡する等、本来の目的以外に使用したとき。
 - (4)他の補助金の交付を受けた結果、補助金の合計額が補助の対象経費を超えたとき。

お問い合わせ

日光市役所 生活安全課 〒321-1292 日光市今市本町1番地
TEL 0288-21-5112(直通) FAX 0288-21-5121
Email seikatsu-anzen@city.nikko.lg.jp

市ホームページ

日光市省エネ家電購入費補助金

検索

対象者や対象家電等の詳細は裏面をご覧ください



◆対象者 ※すべてに該当すること

- 補助金の申請日において、日光市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主の方
- 対象家電の購入に要する経費の全額を支払っている方
- 市税及び公共料金を完納している方
- 日光市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団等に該当しない方

◆対象家電 ※すべてに該当すること

- 日光市内の店舗や事業所、営業所（以下「販売店」といいます。）から直接購入する新品の家電
 - 経済産業省資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されている家電
 - 次のいずれかに該当する家電
 - ・冷蔵庫
 - ・エアコン
 - ・LED照明器具
- ※いずれも、統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上
- 申請者自らが居住する日光市内の住宅（併用住宅の場合は住宅部分に限る）に設置する家電
 - 令和6年4月25日から令和7年2月28日までの期間に購入し、かつ設置する家電

対象家電の確認は
「省エネ型製品情報サイト」へ
<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>



◆対象経費

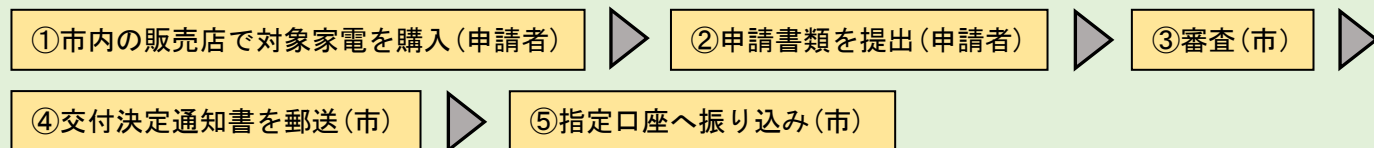
- 1回の支払いにおける対象家電の消費税及び地方消費税を含む本体購入費
 - ※販売店で商品代金から割引があった場合やクーポンによる割引、ポイント等を使用した場合は、割引後の支払額になります。なお、1回の支払いで複数の対象家電を購入した場合は、本体購入費の合計額により対象経費を算出することができます。
 - ※設置に係る工賃、配送に係る経費、既設家電等の撤去及び処分に係る経費を除きます。

◆交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書
- 補助金交付請求書（交付申請書と一緒に提出）
 - ※補助金交付申請書兼実績報告書及び補助金交付請求書は、生活安全課や各行政センター・地区センター窓口に配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。
- 対象家電の購入に係る領収書又はレシートの写し
- 対象家電の統一省エネラベルが確認できる書類の写し
 - ※例：省エネ型製品情報サイトで対象家電が掲載されているページを印刷したもの等
- 製造者又は販売店が発行した対象家電の保証書の写し
- 自らが居住する日光市内の住宅に設置したことが分かる写真
- 申請者の口座名義人、口座番号等が明記されている振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

◆購入から補助金交付までの流れ

対象家電の購入後、交付申請書・請求書に必要な書類を添付し、下記の方法で生活安全課に提出してください。書類を審査し、適正であると認めるときは交付決定通知書を送付し、補助金を交付します。



◆申請書類の提出方法及び提出先（お問い合わせ）

- 提出方法：日光市役所生活安全課に持参または郵送により提出してください。
- 提出先及び：日光市役所 市民生活部 生活安全課（本庁舎2階23番窓口）
お問い合わせ ☎321-1292 日光市今市本町1番地
TEL 0288-21-5112（直通） FAX 0288-21-5121